

〇〇地区防災計画

令和〇〇年〇月

〇〇コミュニティ協議会

# 目 次

## [Ⅰ] 防災への基本的な取り組み

1. 基本方針
2. 計画の範囲
3. 地区防災計画の実践と検証
4. 龍ヶ崎市・〇〇地区災害対策本部・自主防災会との関係

## [Ⅱ] 〇〇コミュニティ協議会の活動

1. 〇〇地区の特性と予想される災害
2. 平常時の活動
3. 災害発生時の活動
4. 〇〇地区災害対策本部
5. 自主防災会及び避難行動要支援者の状況

## [Ⅲ] 各自主防災会の活動

1. 平常時の活動
2. 災害発生時の活動
3. 自主防災会災害対策本部

## [Ⅳ] 住民の活動

平常時・災害時・災害後の活動

### 別冊 基礎資料

- 第1. 〇〇地区災害対策本部・自主防災会対策本部連絡網図
  - 第2. 〇〇小学校防災コンテナ備蓄品
  - 第3. 〇〇小学校避難所レイアウト
  - 第4. 各自主防災会防災マップ
  - 第5. 各自主防災会防災資機材等一覧表
- \*家庭での防災の備え
- 資料1. 「災害伝言サービス」
  - 資料2. 災害備蓄品リスト
  - 資料3. 非常持ち出し品チェックリスト

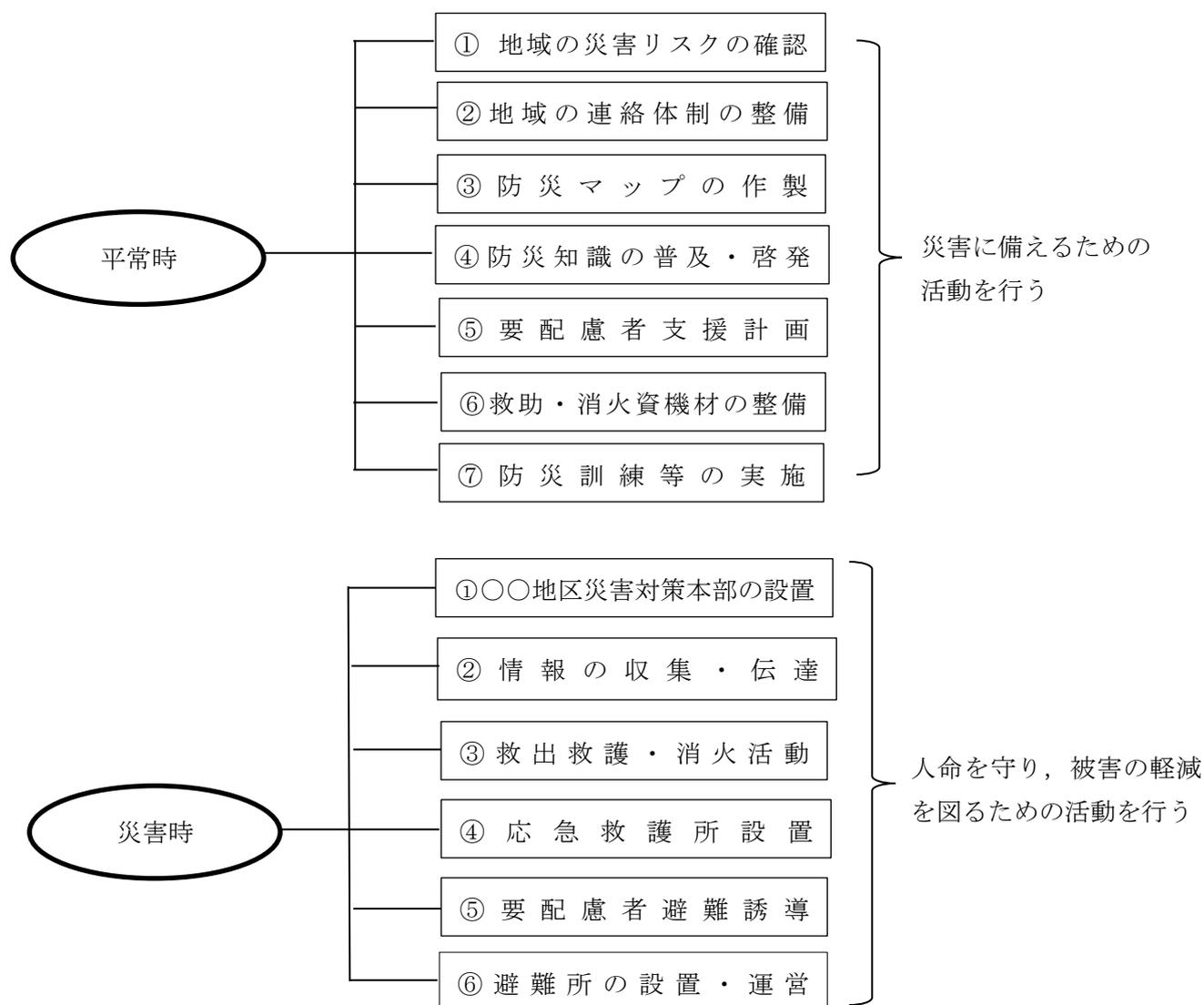
# [I] 防災への基本的取組み

## 1. 基本方針

〇〇コミュニティ協議会では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、互いに助け合いながら、災害に強いまちづくりを進める。

この取組みを計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を作り、組織の行動の規範となる「〇〇地区防災計画」を定め、平常時からの備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取組み、一步一步、地区防災行動力を高める。

〇〇コミュニティ協議会の平常時、災害時の役割は次の通りとなる。



要配慮者とは：高齢者，障害者，乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

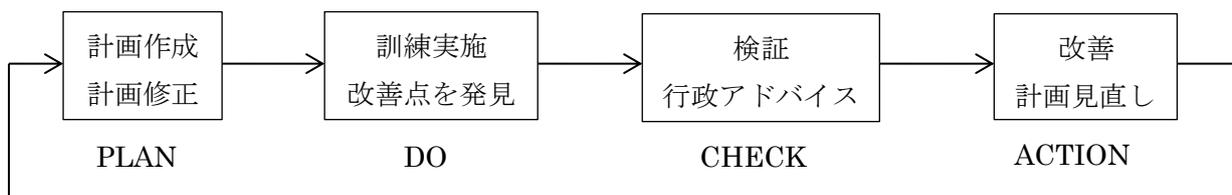
## 2. 計画の範囲

自分たちの居住地等に災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自主的な行動計画を地区内の居住者が自ら策定するものである。

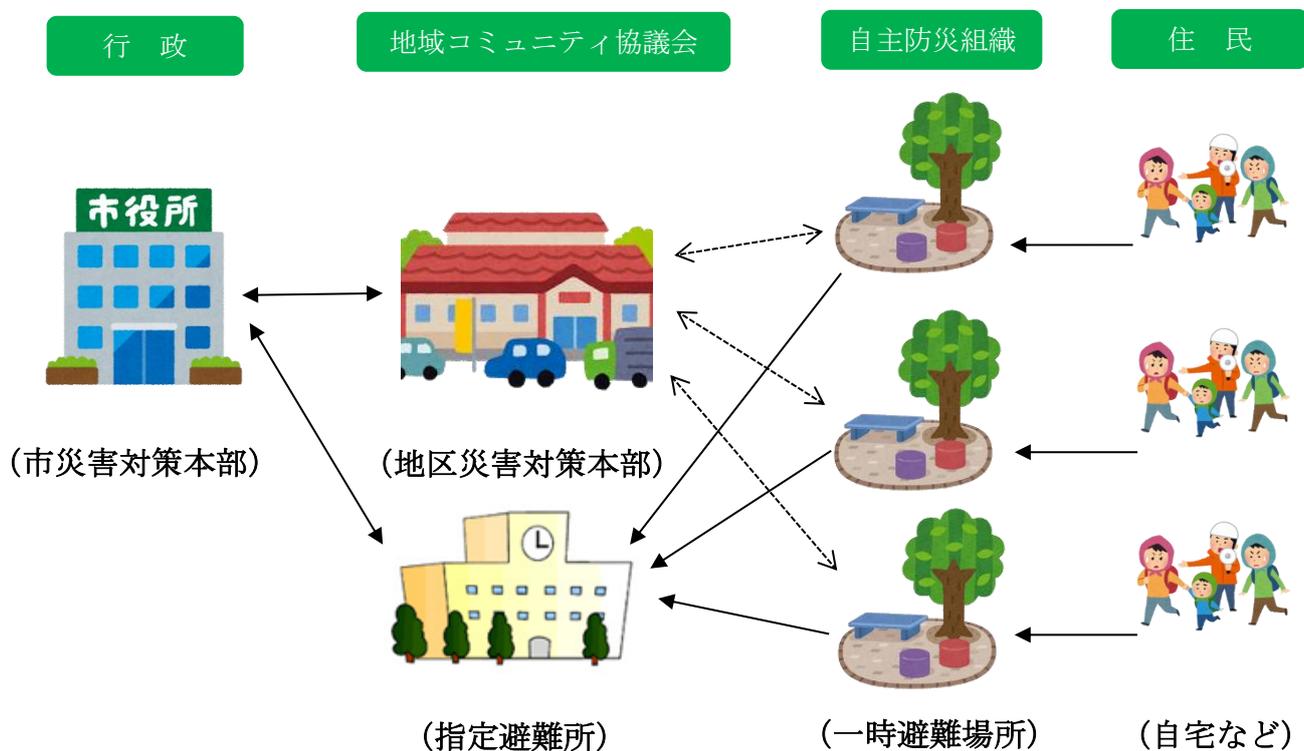
計画の範囲は、地震の発生から人命の確保・救出や初期消火などの初動対応から避難所設置・運営までである。

## 3. 地区防災計画の実践と検証

この計画は、PDCAサイクルにより、継続的に深化させる。



## 4. 龍ヶ崎市・〇〇地区災害対策本部・自主防災会との関係



## [Ⅱ] ○○コミュニティ協議会の活動

### 1. ○○地区の地形特性

#### (1) 地区全般

○○地区は市の○○部に位置し、稲敷台地と呼ばれる高台とその周辺に集落を形成している。又、台地周辺には崖が存在し土砂災害警戒区域が指定され注意を要する。

台地北側に○○○川，南側に○○○川が流れ周囲には水田が広がっている。

河川氾濫の危険は低いが局地的な大雨により低い土地が浸水する可能性はある。

地域内には工業団地が開発され、大規模な建物が立ち並び、危険物等を取り扱っている事業所も多く、大規模火災等の発生も考えられる。

地形が広く避難場所への移動には各地域とも車両が必要である。(特に要配慮者)

#### (2) 各区の地形特性

##### ア ○○地区

・一時避難場所又は指定避難所に避難する際に、倒木等により通行不可能になる道路もあり注意を要する。

##### イ ○○地区

・道幅が狭いところもあり地震時はブロックの倒壊等注意を要する。

##### ウ ○○地区

・地区内は南北の県道，東西上側に近隣地区との生活道路，但し県道は道幅が狭く大型車の進入通り抜け不可の農村集落である。

#### (3) 予想される災害

##### ア 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による被害

- ・土砂災害
- ・田んぼや小河川等の見回りにおけるの落下・溺死
- ・断水，停電等のライフライン被害

##### イ 地震による被害

- ・建物の倒壊や破損による負傷
- ・家財道具の転倒による負傷
- ・火災発生（通電火災含む）による焼死
- ・電柱の倒壊などによる構築物被害，電線接触による感電
- ・断水，停電，ガス漏れ等のライフラインの被害
- ・余震等による負傷

ウ 暴風（竜巻など）による被害

- ・屋根瓦，プレハブ，車庫，トタンなどの飛翔物による負傷
- ・窓ガラスの破損等による負傷

エ 大規模火災

- ・工業団地内危険物火災

オ 地区ハザードマップ（地震，洪水想定地域，土砂災害警戒区域）

「龍ヶ崎市防災の手引き」（2018年版）による。

## 2. 平常時の活動

### （1）全般

〇〇コミュニティ協議会は，自主防災会の効率的な活動促進を図り，災害発生時には市災害対策本部や消防団等と連携し地区内の被害を最小限に止める活動，避難所運営等の基礎を確立する。

### （2）防災活動知識の普及や啓発

講演会の開催，広報誌の発行など防災意識の普及や啓発を行う。

### （3）地区の安全点検

防災の基本は，住むまちを知ることである。地区の危険な場所や防災上問題のある場所を確認し，危険箇所等改善の働きかけを行う。

### （4）各種防災訓練の実施

地区内で行う防災訓練は，年1回実施する。各自主防災会と連携した訓練を実施し，市・消防団・消防署等への指導を依頼する。

#### 【訓練内容例】

- ・消火訓練
- ・救出救護訓練
- ・煙体験
- ・住民避難訓練
- ・AED
- ・要配慮者避難支援訓練
- ・避難所運営訓練
- ・総合訓練（小学校・事業所も含めて）

### （5）地域の連絡体制の整備

〇〇地区対策本部及び自主防災会との連絡体制の整備を行う。

別冊基礎資料 第1. 〇〇地区対策本部・自主防災会連絡網図

### （6）各家庭における防災対策の指導

家庭内防災対策は，住民自らが取組むことではあるが，その促進については，市が全戸配布している「防災の手引き」及び「家庭での防災の

備え」(別添資料)を基本とする。

### 3. 災害発生時の活動

#### (1) ○○地区災害対策本部の設置

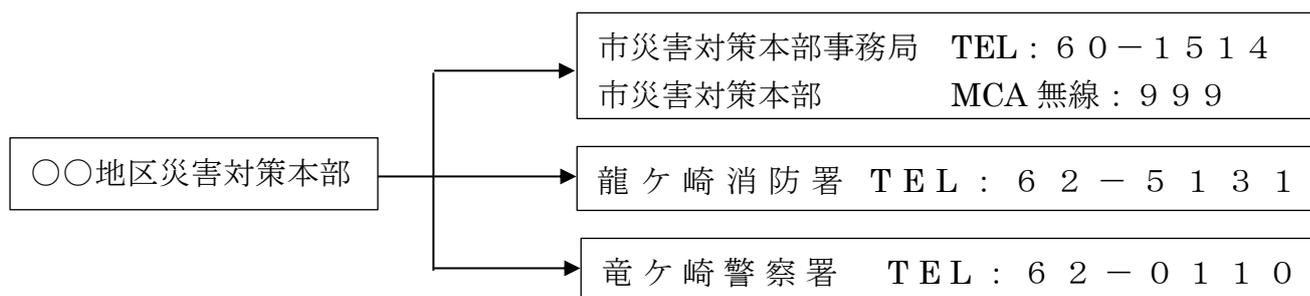
市災害対策本部が設置される場合等必要に応じ、○○地区災害対策本部を○○コミュニティセンターに設置する。

#### (2) 消防団(第○分団)との連携

消防団は、消防団機庫に集合するとともに連絡員は地区災害対策本部に出向く。消防団と連携し被害の軽減に向けて活動する。

#### (3) 情報の収集と救援要請

自主防災会からの情報及び救援要請(家屋の倒壊による要救助者の発生や消火困難な火災等、自主防災会で対応できない場合)により消防署等へ連絡する。消防署等へ連絡できない場合は市職員(地区活動拠点指定職員、避難所班)等を通じて救援要請する。



#### (4) 医療救護活動

○○コミュニティセンター(○○小学校)に救護所を設置する。

#### (5) 要配慮者の安否確認

自主防災会、民生委員、要支援者の支援者等と連携し要配慮者の安否確認を行い市災害対策本部へ報告する。

#### (6) 要配慮者の避難誘導

消防団、自主防災組織及び支援者が協力し避難誘導を実施する。又、必要に応じて福祉避難所へ搬送する。

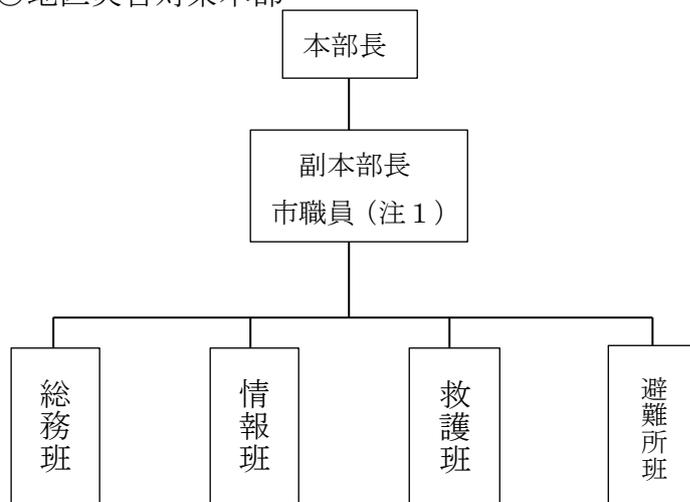
#### (7) 避難所運営

避難所運営委員会を組織し、避難所で必要な物資を把握し、市災害対策本部と連携しながら「避難所運営マニュアル」に基づき避難所運営活動を行う。発災当初は○○小学校防災コンテナの備蓄品を使用する。断水の場合は○○コミュニティセンターに給水所を開設する。

別冊基礎資料 第2. ○○小学校防災コンテナ備蓄品

別冊基礎資料 第3. ○○小学校避難所レイアウト

#### 4. ○○地区災害対策本部



(注1) 市職員は、地区活動拠点指定職員又は避難所班

(注2) 本部長は、必要に応じ、消火班等他の対応班を編成する場合がある。

(災害時の役割)

- ・総務班：連絡調整窓口，他機関との連絡調整，相談窓口等
- ・情報班：地区内の被災状況の情報収集，市からの情報提供等
- ・救護班：自主防災会の負傷者等の救護活動への支援，軽傷者の搬送・手当て
- ・避難所班：避難所運営マニュアルに基づき市，施設管理者，避難者と連携し避難住民を指揮し，避難所運営の設置及び運営

#### 5. 住民自治組織及び要配慮者等の状況 (平成30年6月1日現在)

地区名	世帯数 (住民数)	要配慮者登録者数	自主防災組織名
○○地区			○○自主防災会
合計			

### [Ⅲ] 自主防災会の活動

#### 1. 平常時の活動

##### (1) 各自主防災組織内の防災マップ

防災マップは、地震災害・自然災害等が発生した場合において、災害

現象により影響が及ぶと想定される区域及び住民自治組織内の情報を地図にまとめたものである。平時から住民の防災意識の啓発と災害時における円滑な避難行動の促進によって人的被害の軽減を図ることを目的とする。

防災マップには①地震により倒壊しそうなブロック塀・電柱等危険箇所②土砂災害警戒区域③大雨時の冠水予想地域④避難場所⑤避難所⑥避難経路⑦防災施設⑧連絡先等を記入し災害対応の即時性を向上させる。

別冊基礎資料 第4. 自主防災会防災マップ

(2) 防災資機材の備蓄・緊急時の借り入れ

消火・救助活動のため防災資機材を整備し、定期点検・補充を行う。災害発生時、資機材が不足する場合は、〇〇小学校の防災コンテナに救出用資機材が備蓄しており、必要に応じて使用する。

別冊基礎資料 第5. 各自主防災会防災資機材一覧表

(3) 避難場所・避難経路の設定

地区内の危険度（危険建物等）を把握し、自主防災会が活動するための避難場所（集会所、公園等）の設定と避難所（〇〇小学校）への安全な避難ルートの設定を行い、防災マップに記入しておく。

(4) 防災訓練

ア 災害に直面した時、とっさに行動を取ることは難しい。落ち着いて行動できるよう防災訓練等への参加を促す。

イ 防災訓練計画は、目的、狙いを明らかにして具体的実施要領を作成し、市役所危機管理課に「防災訓練実施要領（案）」及び、必要に際し「訓練指導員派遣依頼書・訓練用資機材等一覧表兼借用書」等を提出する。

※訓練時、市職員や消防署員の指導、立会い、資機材等の貸し出しなども可能であるので訓練の目的に応じて要請する。

ウ「自主防災組織防災訓練実施マニュアル」を参考にする。

2. 災害発生時の活動

(1) 自主防災会対策本部活動は、各自主防災会計画による。

(2) 地震発生後の時間経過に伴う自主防災会活動（基準）

自主防災会	時間経過（目安）	個人・班・自主防災会の行動
	緊急地震速報	●自身の安全確保・火元確認
	地震発生	●身の安全を図る

	1～3分経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>●揺れが治まったら火を消す</li> <li>●避難経路の確保等</li> </ul>
○班活動開始	10分経過～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身内の安否確認</li> <li>●班内の被災状況確認</li> <li>●下敷き負傷者等救出</li> <li>●要支援者等の安否確認と避難誘導</li> </ul>
○自主防災会災害対策本部の立上げ	30分経過～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災会内被災状況確認</li> <li>●下敷き負傷者等救出・救護</li> <li>●要支援者等の安否確認と避難誘導支援</li> </ul>
○地区対策本部へ出向く ○避難所運営協力	3時間経過～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災会内被災状況報告</li> <li>●地区災害対策本部の応援</li> <li>●避難所運営協力</li> </ul>

(3) 要配慮者の安否確認と避難誘導

ア 自主防災会、民生委員、支援者と連携し要配慮者(避難行動要支援者等)の安否確認を行い、○○地区災害対策本部へ報告する。

イ 要配慮者(避難行動要支援者)の避難行動  
支援者の誘導により避難所(○○小学校)へ避難する。

ウ 市対策本部の対応

大規模地震等が発生して要支援者全員の把握が必要な場合は、地区防災対策本部等に全体リストを公表する。

3. 自主防災会災害対策本部

(1) 自主防災会対策本部の設置

各自主防災会計画による。

(2) 自主防災会対策本部の位置

自主防災会対策本部は、発災当初避難場所に設置し、事後、避難所に設置することを基本とする。

自 主 防 災 会 名	避 難 場 所
○○自主防災会	○○公民館
○○自主防災会	○○公民館・運動公園
○○自主防災会	○○公民館
○○自主防災会	○○公民館

〇〇自主防災会	〇〇郵便局
〇〇自主防災会	〇〇公民館
〇〇自主防災会	〇〇集会所

#### [IV] 住民の活動

別添，家庭での防災の備え及び資料 1．資料 2．資料 3．を基本に各家庭において行動する。